

# 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育

刈払機作業の安全を確保し、かつ、刈払機取扱作業者に対する振動障害を防止すること等を目的として「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育実施要領」(平成12年2月16日基発第66号)が定められています。事業者は、刈払機取扱作業者を雇用して業務を行う場合は、その安全衛生教育を行わなければならないこととなっております。

当協会では、事業主に代わりまして下記により刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 日 時 2019年5月15日(水) 9:00~17:00 (受付 8:30 オリエンテーション8:45)
2. 会 場 サンパルク2F会議室(釜石市上中島町2-7-36 TEL:0193-55-4380)
3. 受講料 会 員 10,800円(消費税8%込) (受講料8,100円 : テキスト代2,700円)  
非会員 11,880円(消費税8%込) (受講料9,180円 : テキスト代2,700円)
4. 申込方法 受講申込書に所定事項を記入し、受講料、テキスト代等を添えてお申込み下さい。(FAX可)  
なお、銀行振込みの場合は、下記口座へお振込み下さい。※お振込み手数料はご負担願います。  
〒026-0041 釜石市上中島町2-7-36 TEL 0193-55-4380 FAX 0193-55-4381

岩手銀行釜石支店(普通)0257116 (公財)岩手労働基準協会釜石支部

5. 定 員 : 40名
6. 締 切 日 : 5月8日(水) 但し定員になり次第締切ります。  
\*申込締切日までに受講料のお支払いがない場合は申込みが取消しされることがありますのでご注意ください。
7. キャンセルの取扱 ※5月8日(水)以降のキャンセル・欠席の場合は受講料のお返しは出来ません。
8. カリキュラム  
学科(9:00~16:00) ① 刈払機に関する知識(1時間)  
② 刈払機を使用する作業に関する知識(1時間)  
③ 刈払機の点検及び整備に関する知識(30分)  
④ 振動障害及びその予防に関する知識(2時間)  
⑤ 関係法令(30分)  
実技(16:00~17:00) ⑥ 刈払機の作業等(1時間)

※ 集合時間は厳守して下さい。遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められませんのでご注意下さい

- (1) 筆記用具を必ずご持参下さい。
- (2) 受講票は、後日、郵送致します。当日ご持参下さい。
- (3) 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
- (4) 所定時間を受講した方に「修了証」を、事業場には「修了証明書」を交付致します。

# 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育申込書

講習日 2019年5月15日(水)

No. \_\_\_\_\_

ふりがな		生年 月日	昭和  年 月 日
氏 名			平成
現住所	〒 _____ (番地まで詳しくご記入下さい)		
	TEL (            ) (            ) (            )		
	緊急用携帯電話 (            ) (            ) (            )		

(※個人受講者は、記入の必要はございません。)

勤務地	所在地	〒 _____ (番地まで詳しくご記入ください)		
		TEL (            ) (            ) (            )		
		FAX (            ) (            ) (            )		
	事業場名 代表者名			担当者名
				内 線 (            )
※該当箇所には○印をお付け下さい		(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会員	非会員
				受講料振込予定日
				月 日

2019年    月    日

受講者名(本人自署) \_\_\_\_\_

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

〈記入に際しての注意事項〉

- 1) 氏名(ふりがな)、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはっきり、丁寧に記入下さい。(鉛筆書き不可)
- 2) 個人受講者を除き、忘れずに**担当者名**をご記入下さい。
- 3) 申込書に記入された個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、修了証の発行・受講に必要な事項の確認や連絡、及び、お客様にとって有益と思われる情報の提供等の目的以外で使用するはありません。

受 付 印